

不当懲戒解雇を撤回せよ！

『闘申第7号』に基づく団体交渉で交渉決裂

本日10月29日、第22回臨時大会の決定に基づく申し入れ（闘申第7号）に基づく団体交渉を開催しました。本部は、ストライキ権を背景に、加藤誠二さんにかけてられた不当懲戒解雇処分の撤回を強く要求しました。

しかし、会社は団体交渉に応じたにもかかわらず、「団交事項ではない」などと事実上交渉を拒否しました。本部は、再度会社に強く抗議しました。

やりとりは、以下の通りです。

闘申第7号に対する会社回答

組合員加藤誠二に対する懲戒解雇処분을撤回し、組合員加藤誠二を職場復帰させること。

【回答】社内調査の結果、窃取行為が明らかになったことから、社内規程に則り懲戒解雇したもので、そのような考えはない。

組合：懲戒解雇は就業規則140条の何項に該当するのか。

会社：回答したのでこれ以上説明する必要はない。

組合：これ以上協議しないということか。

会社：そうである。

組合：ではなぜ、団体交渉を開催したのか。

会社：団体交渉事項ではない。特例である。貴側の申し入れに対応したまでである。

個別のことを本社・本部間でやる必要はない。

組合：団体交渉の軽視である。責任をもって回答したなら、解明に答えるべきである。

不誠実な姿勢であり、解雇の客観的・合理的理由を明らかにしなかったことを確認する。解雇権の乱用である。

全組合員の皆さん、このような会社の姿勢を許さず、断固ストライキで闘おう！

以 上